

令和6年度発行

結婚後の
くらしを応援

結婚新生活 支援事業 補助金

八女で2人の新生活をスタートさせよう！
新婚世帯の新生活に係る費用を補助します

29歳以下
(婚姻時の年齢が夫婦共に)
最大60万円

39歳以下
(婚姻時の年齢が夫婦共に)
最大30万円

〈結婚新生活支援事業補助金〉

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新居のために支払った費用が対象です！

新規の住宅取得費用

新規の賃貸住宅の諸費用

結婚に伴う引越費用

結婚新生活支援事業補助金

対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に
新居のために支払った①～③の費用の合計額を支給します!

(※対象費用の1,000円未満は切り捨て)

1

新規の住宅取得費用

新築(建売含む)又は中古住宅の取得にかかった
建物費用×1/2-類似補助金の額
※類似補助金... 新築マイホーム取得支援補助金
又は 中古住宅取得支援補助金

2

新規の賃貸住宅の諸費用

敷金、礼金(保証金)及び仲介手数料
※クリーニング費用は対象外

3

結婚に伴う引越費用

引越業者や運送業者等へ支払った代金×1/2

補助金額

- ・29歳以下(婚姻時の年齢が夫婦共に)最大60万円
- ・39歳以下(婚姻時の年齢が夫婦共に)最大30万円

対象者

全ての項目に該当する人になります

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までに結婚した世帯
- ・婚姻日において夫婦の年齢が共に39歳以下であること(誕生日の前日に年齢が加算されます)
- ・申請日において夫婦共に新居の所在地を住所として住民基本台帳に登録していること
- ・夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する(一部条件有)
- ・本市に4年以上定住する意思があること

申請期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

併給可

まだまだあります! 住宅関連補助金



申請書の
ダウンロードは
こちらから



結婚新生活支援事業補助金

新築マイホーム取得支援補助金

中古住宅取得支援補助金

若年世帯家賃支援補助金

● 申請書以外に提出が必要な書類があります。また、記載以外の諸条件がありますので、まずは定住対策係にご相談ください。

【申請・お問合せ】

八女市役所 企画部 定住対策課 定住対策係

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 TEL/ 0943-24-8162 FAX/ 0943-22-2186